

申請の要件	8 特定施設の保安検査
申請に関する説明	第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関又は認定保安検査実施者による保安検査を受けその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第35条第1項
関係条項	第8条1号、第35条第2項及び第4項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第79条第1項、第2項、第82条及び第99条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第77条第1項、第2項、第80条及び第97条 ・ 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通産省令第51号）第6条から第8条まで、第40条第1項、第2項、第43条及び第69条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・ 保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額